

家畜の評価額の算定方法

1 肥育牛（和牛、交雑種及び乳用種）

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（肥育向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。

なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定するものとし、品種別の取扱は以下のとおりとする。

ア. 和牛：母牛と父牛の資質を加味する。

イ. 交雑種：父牛の資質のみを加味する。

ウ. 乳用種：資質は加味しない。

- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から素畜費を除いた額を平均肥育期間で除して算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

[参考] 品種別の1日当たり生産費（平成21年度畜産物生産費調査）

- 去勢若齢肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left(\text{全算入生産費 } 965,996 \text{ 円} - \text{素畜費 } 523,902 \text{ 円} \right) \div \left(\text{肥育期間 } 20.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{720} \text{ 円}$$

- 交雑種肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left(\text{全算入生産費 } 583,148 \text{ 円} - \text{素畜費 } 195,223 \text{ 円} \right) \div \left(\text{肥育期間 } 19.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{665} \text{ 円}$$

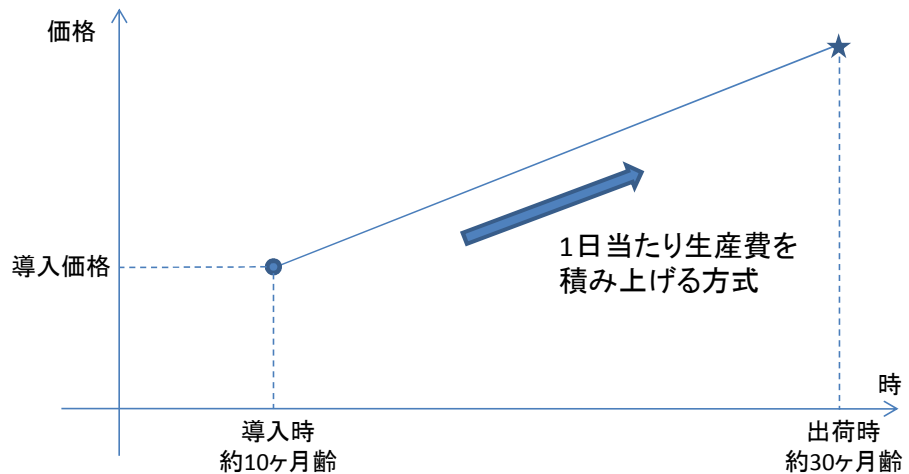
- 乳用雄肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left(\text{全算入生産費 } 338,437 \text{ 円} - \text{素畜費 } 104,769 \text{ 円} \right) \div \left(\text{肥育期間 } 14.6 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{527} \text{ 円}$$

【例】肥育牛（和牛）を出荷時（30か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数		
393,773 円（全国の和子牛平均取引価格）	+	720 円 ×（約20か月×30.4日）	= 831,533 円

**肥育牛
(和牛の場合)**



2 肥育豚

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間(平均販売月齢)で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費(生まれた日から70日齢まで)及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費(71日齢から出荷されるまで)を算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

[参考] 1日当たり生産費(平成23年度畜産物生産費調査)

● 産み落とし価格(全国平均)

全算入生産費 31,903 円 × 豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% = 2,871 円

● 肥育豚の1日当たり生産費(全国ベース)

(全算入生産費 31,903 円 - 産み落とし価格 2,871 円) ÷ (肥育期間 6.4 か月 × 30.4 日) = 149 円

- ・ 前期1日当たり生産費(0~2.3 か月齢) : 1日当たり生産費の50% = 75 円
- ・ 後期1日当たり生産費(2.3~6.4 か月齢) : 1日当たり生産費の130% = 194 円

【例】肥育豚を出荷時(6.4 か月齢)で評価

[100日齢の子豚を導入している場合]

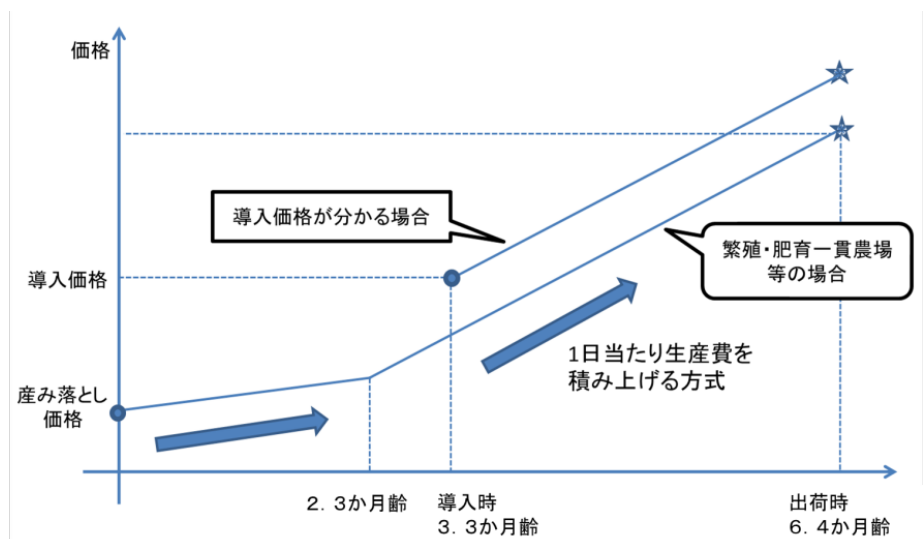
導入価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数
 15,220 円 + (194 円 × (6.4 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日) = 33,503 円

※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

[繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合]

産み落とし価格 2,871 円 + 1 日当たりの生産費×飼養日数
 $((75 \text{ 円} \times 2.3 \text{ か月}) + (194 \text{ 円} \times 4.1 \text{ か月})) \times 30.4 \text{ 日} = \boxed{32,295 \text{ 円}}$

肥育豚



3 肉用子牛

【和子牛】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格+飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×飼養日数）+親牛加算金

(2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、農作物価統計における乳子牛（交雑種：ヌレ子）の直近1年間の平均販売価格に、肉用牛補給金制度の黒毛和種の保証基準価格を交雑種の保証基準価格で除して得た割合を乗じて算定する。
- ② 1日当たりの増価額は、次により算定する。
 （近隣市場の市場平均価格又は黒毛和種の保証基準価格－産み落とし価格）÷近隣市場の平均出荷日齢
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から疑似患者と決定されるまでの日数とする。
- ④ なお、必要に応じて、血統等を加味することとし、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

[参考]

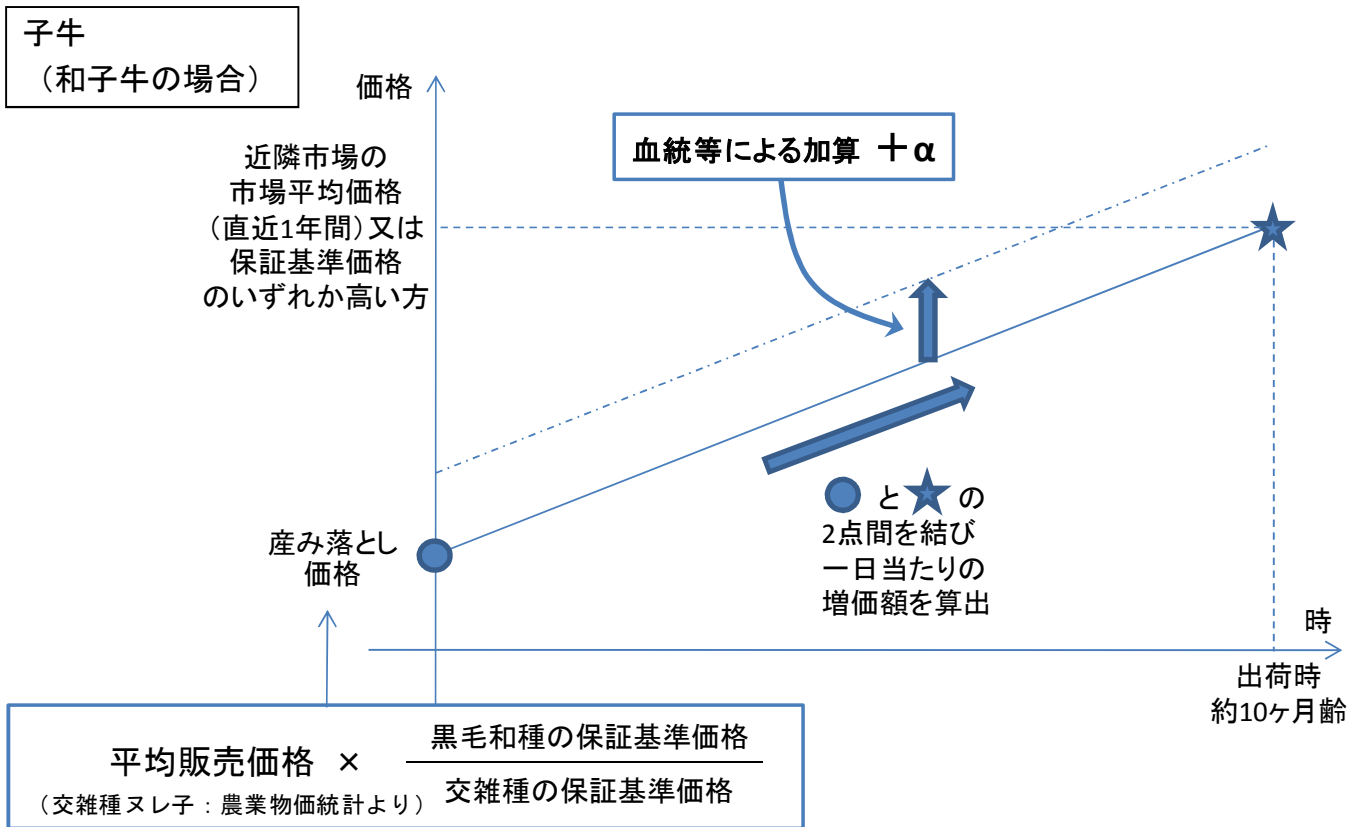
- 産み落とし価格（H21年農作物価統計から算定）

$$\text{乳子牛（交雑種：ヌレ子）} 95,730 \text{ 円} \times \frac{\text{黒毛和種の保証基準価格 } 310,000 \text{ 円}}{\text{交雑種の保証基準価格 } 181,000 \text{ 円}} = \boxed{163,957 \text{ 円}}$$

↳ H21年平均販売価格

- 和子牛の1日当たりの増価額（H21年農作物価統計から算定）

$$(\text{和子牛（去勢）の平均販売価格 } 387,400 \text{ 円} - \text{産み落とし価格 } 163,957 \text{ 円}) \div (\text{育成期間 } 10 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日}) = \boxed{735 \text{ 円}}$$



【乳子牛（雄・交雑種）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 育成日数に応じた増価額 (1日当たりの増価額 × 育成日数) + 親牛加算金

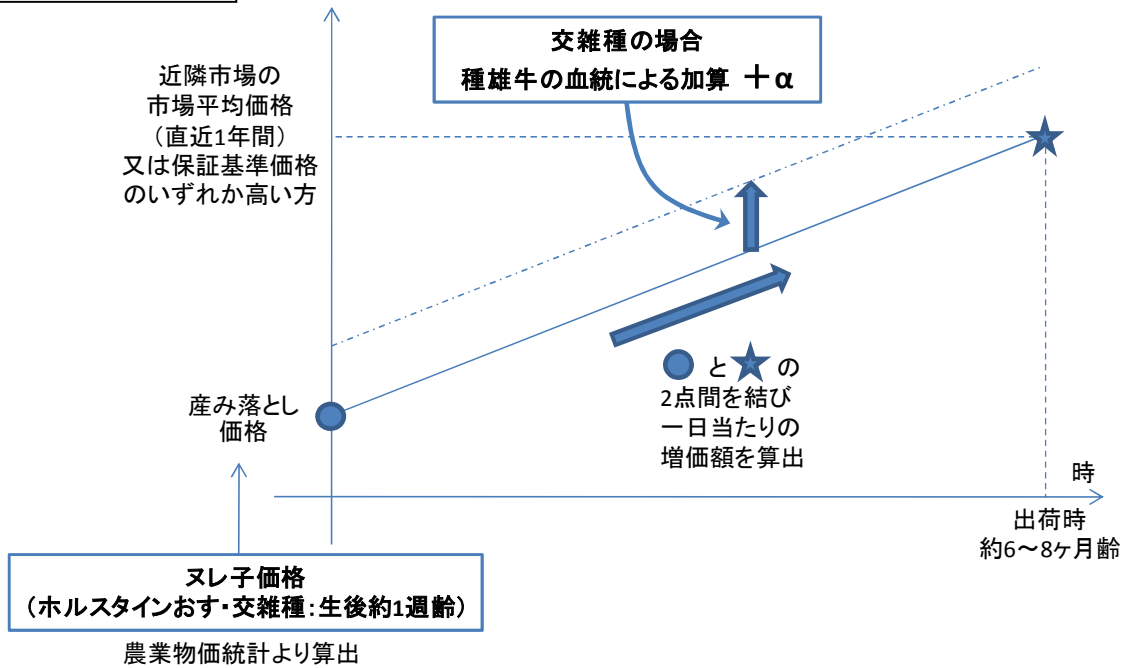
(2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、農業物価統計における乳子牛（ホルスタイン種雄牛：生後7～10日程度）及び乳子牛（交雑種：生後7～10日程度）の直近1年間の平均販売価格とする。
- ② 1日当たりの増価額は、産み落とし価格と出荷時の近隣市場における平均取引価格から算定する。
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ④ なお、交雑種については、必要に応じて、父牛の血統を加味することとし、具体的な加算額は、父牛の資質について、各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

〔参考〕

- 産み落とし価格 (H21年農業物価統計から算定)
乳子牛 (ホルスタイン種雄牛：約8.5日齢) 平均販売価格 = 26,310円
- 乳子牛 (雄) の1日当たりの増価額 (H21年農業物価統計から算定)
(肥育用乳用雄 (ホルスタイン種：約6.5か月齢) の平均販売価格 101,300円 - 産み落とし価格 26,310円) ÷ (育成期間 6.5か月 × 30.4日) = 380円
- 産み落とし価格 (H21年農業物価統計から算定)
乳子牛 (交雑種：約8.5日齢) 平均販売価格 = 73,440円
- 乳子牛 (交雑種) の1日当たりの増価額 (H21年農業物価統計から算定)
(肥育用乳用 (交雑種：約8か月齢) の平均販売価格 161,300円 - 産み落とし価格 73,440円) ÷ (育成期間 8か月 × 30.4日) = 361円

乳子牛
(雄・交雑種の場合)



4 肉用繁殖雌牛・繁殖雌豚

【肉用繁殖雌牛（未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 育成日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎しているには、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【肉用繁殖雌牛（経産）】

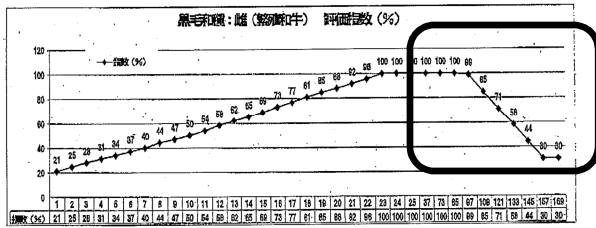
(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

- ① 初産時基準価格は、次により算定する。
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）
- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各

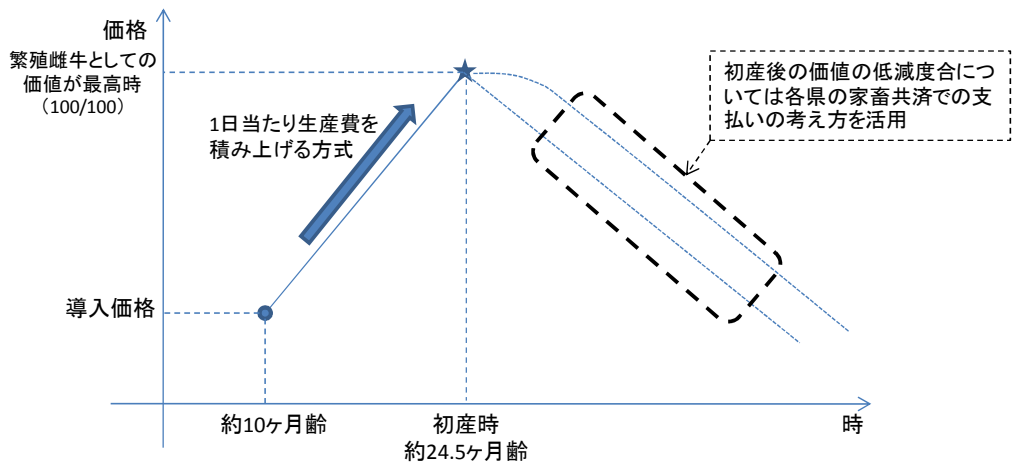
都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（和牛繁殖雌牛）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

**繁殖雌牛
（和牛の場合）**



【例】肉用繁殖雌牛を初産時（約24.5か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
{ 382,600円（繁殖用和牛雌子平均購入価格） + （720円×（24.5か月－9.5か月）×30.4日） }		× 1.2
= 853,104円		

【繁殖雌豚（未経産）】

- (1) 評価額の基本的な算定方法
 - 素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数） + 受胎加算金
- (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法
 - ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
 - ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
 - ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
 - ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
 - ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

- (1) 評価額の基本的な算定方法
 - 初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

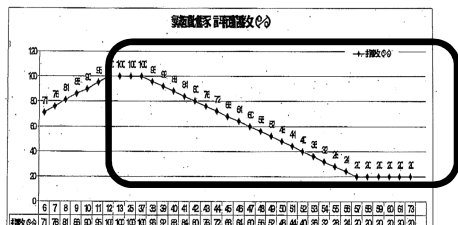
(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未経産）と同様の算定方法とする。

② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。

④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【例】繁殖雌豚を初産時（約12か月齢）で評価

導入価格

（1日当たりの生産費×飼養日数）

妊娠加算分

$$\{ 55,280 \text{ 円 (繁殖用雌豚 (雑種) 平均購入価格)} + 194 \text{ 円} \times (12 \text{ か月} - 3.3 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日} \} \times 1.2 = \boxed{127,779 \text{ 円}}$$

5. 乳用牛

【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。

② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（乳用種等）、用途（搾乳繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。

③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛のものを利用する。

④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

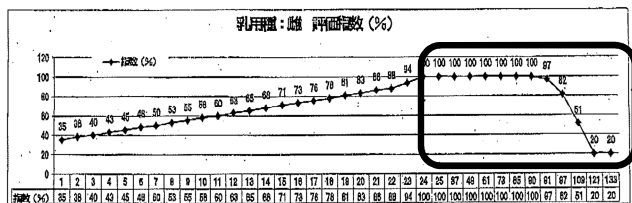
初産時基準価格×評価指数/100 + 受胎加算金 + 産乳能力加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（乳用種）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。
- ⑥ 産乳能力が地域の平均を超える場合には、これを加算することができるものとする。具体的な加算額は、当該牛の年間平均産乳量（直近の305日成績等）を当該地域の年間平均産乳量と比較し、次により算定する。

（当該牛の年間平均産乳量－当該地域の年間平均産乳量）× 契約乳価 × 収益率

※ なお、個体ごとの年間平均産乳量は、基本的には牛群検定等の個体データを活用し、個体ごとのデータを保有していない場合にあつては、農場全体の産乳量と搾乳頭数等から1頭あたりの年間平均産乳量を推定することにより算定する。

【例】乳用繁殖雌牛を初産時（約26か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
{141,000円（ホルスタイン雌牛6か月齢平均購入価格）	+（546円×（26か月－6か月）×30.4日）}	} × 1.2
= 562,320円		

【乳子牛（雌）】

（1）評価額の基本的な算定方法

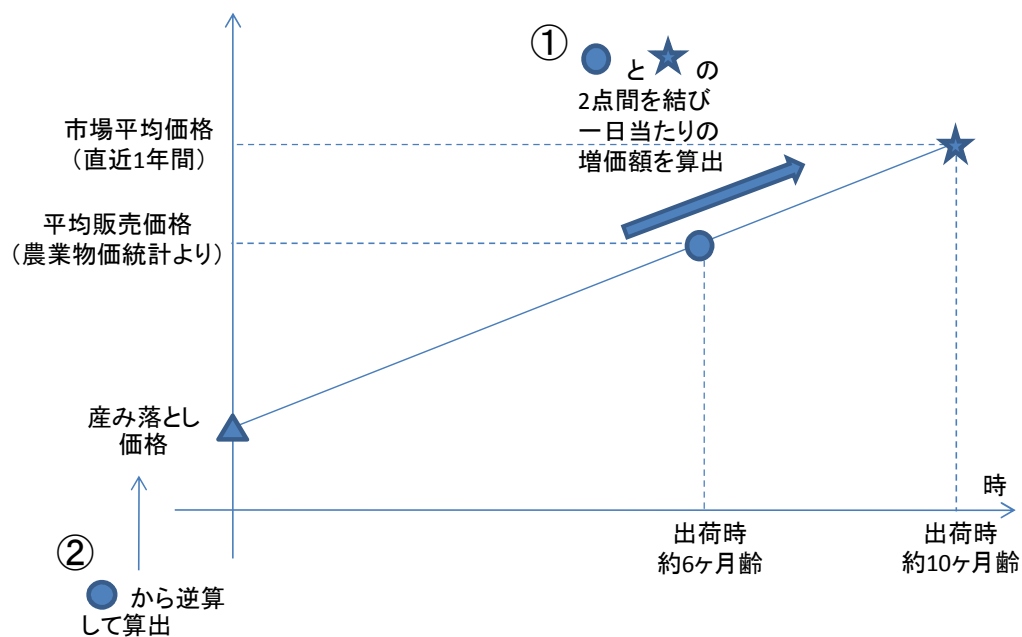
産み落とし価格+飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×育成日数）

（2）産み落とし価格及び育成日数に応じた増価額の算定方法

- ① 1日当たりの増価額は、農業物価統計におけるホルスタイン純粋種雌の平均販売価格（6か月齢）と近隣市場における平均取引価格（直近1年間：約10か月齢）から算定する。
- ② 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、直近年の農業物価統計のホルスタイン純粋種雌（6か月齢）の平均販売価格（直近1年間のもの）及び近隣市場等のホルスタイン純粋種雌（約10か月齢）を用い逆算する。
- ③ なお、②で算定した価格が農業物価統計を用いて次により算定した価格を下回る場合、当該価格を産み落とし価格とし、当該価格と市場平均価格から1日当たりの増価額を算定する。

$$\text{ホルスタイン種雄の平均販売価格} \times \frac{\text{ホルスタイン純粋種雌（生後6か月程度）の平均販売価格}}{\text{肥育用乳用雄（ホルスタイン種：生後6～7か月程度）の平均販売価格}} \times \text{（生後7～10日）}$$

乳用めす子牛



※ 文章中の生産費及び生産費に係る統計指標については、原則として各都道府県が独自に算定する直近年
度のものとし、各都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数
値を活用することとする。